

よくあるご質問

Q1. (特定の製品に対して) この抗原検査キットは助成対象か。

A1. 「薬事法上の承認を受けた体外診断用医薬品」の検査キットが助成の条件となります。購入済みまたは購入予定のキットが条件に合致するか否かの判断は致しかねますので、メーカーに問い合わせる等、各事業所にてご確認ください。

Q2. 抗原検査キットの入手が困難等の理由により、計画どおりに検査が実施できなかった場合、助成金は交付されるか。

A2. 週2回×4週間以内及び提出された計画の回数以内であれば、実施計画の回数どおりに実施ができなかった場合でも助成の対象となります。

Q3. 申請前に購入した検査キットでなければ助成対象とならないか。

A3. 申請後に購入した検査キットであっても助成対象となります。必ずしも申請前にキットが用意できていなくても問題ございません。

Q4. 購入方法について、条件はあるか。

A4. 薬事法上の承認を受けた体外診断用医薬品である抗原検査キットであれば、購入方法は問いません。ただし、実績報告にて領収書の添付が必要となるため、用意できる方法での購入をお願いいたします。
また、領収書に詳細の記載がない場合、購入キット数、税抜価格及び「薬事法上の承認を受けた体外診断用医薬品」である旨を記載してください。

Q5. 頻回検査は、必ず実施する必要があるのか。

A5. 頻回検査の実施は義務ではなく、各施設・事業所でご判断ください。
ただし、高齢者施設等では、職員や利用者等による外部からの持ち込みにより、感染拡大が見られていることから、助成金をご活用いただき、是非、積極的に実施してください。

Q6. 検査を拒否する職員は受けさせなくてよいか。

A6. 検査を拒否する職員の方に無理に受けていただく必要はございません。

Q7. 補助対象となる検査の方法は、抗原定性検査のみか。それとも、PCR検査を実施しても補助対象となるのか。

A7. 今回の頻回検査は、迅速に検査結果が判明する抗原定性検査キットによる検査といたします。このため、補助対象となるのは抗原定性検査キットの購入経費のみとなります。